

令和4年5月18日

民事訴訟法等の一部を改正する法律の成立に関する会長声明

大阪司法書士会

会長 香山 恭慶

本日、裁判 IT 化に関する民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、今後4年にわたって段階的に施行されることになりました。

今回の改正法の内容は、オンラインによる訴えの提起や記録の電子化、ウェブ会議を利用した口頭弁論期日や準備手続を実現するもので、民事訴訟手続等が迅速化・効率化され、国民がより利用しやすく、充実した裁判を受けるために必要な改正となっております。弁護士・司法書士などの訴訟代理人は、訴え提起についてのオンラインの利用が義務化されることになりましたが、訴訟代理人に委任しない当事者については、オンラインの利用が義務化されませんでした。しかしながら、裁判手続の多くの場面で IT 化が図られており、裁判所に出頭することが求められてきた日本の裁判手続が大きく変わることになります。法律専門家に委任せずに裁判をすることを選択した一般市民が、裁判手続の IT 化によって混乱に陥ることがあってはならず、今後は、公的団体による本人サポート体制を構築することが重要になります。

このような民事裁判の IT 化に伴う市民への影響については、法案審議に際し、衆議院法務委員会、参議院法務委員会のいずれにおいても、その附帯決議で、本人サポート体制に関して、日本司法書士会連合会及び司法書士への強い期待が述べられております。当会としても、これらの期待を重く受け止めております。

司法書士は、長年、裁判書類作成業務を通じて本人訴訟支援を行ってきた一方で、不動産登記や商業法人登記のオンライン申請を17年以上行ってきた実績があります。また、総合相談センターを設置し、簡裁訴訟代理事件の受任に限らず訴訟代理人に委任せずに裁判することを希望する市民のための相談体制も構築して参りました。

そこで、本法律の成立にあたり、当会は、個々の司法書士が訴訟代理人としてオンライン裁判に関与し活躍できるよう、会員に対するバックアップ体制を整えるとともに、本人サポートにも積極的に取り組み、市民の裁判を受ける権利を保障できるよう尽力して参る所存です。